

① ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

ゆうちょ銀行・郵便局を利用して納入される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される店名又は局名を記載のうえ、当初納入される際にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定店(局)は、本年度も引き続き利用することができますので提出の必要はありません。

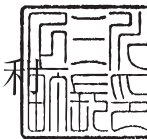
※栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局が、提出の対象となります。

年 月 日

株式会社ゆうちょ銀行 () 店長様

日本郵便株式会社 () 局長様

上三川町長 星野光



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町民税、県民税及び森林環境税特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたので通知します。

認可番号	貯業二第3066号
口座番号	00300-7-960038番
加入者	栃木県上三川町会計管理者
取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター